

七飯町建設工事執行要領

昭和62年5月11日

最終改正 平成28年7月1日

昭和58年4月1日七飯町財務会計規則及び七飯町契約規則の施行の伴い、七飯町が行う建設工事及び委託業務の執行に関し、必要な事項を定めるものである。

(総則)

第1条 この要領は、法令及び条例、規則、運用方針に定めのあるものを除くほか、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、道路、河川、海岸、土地改良、都市計画、治山、林道、公園等に関する土木施設物を新築し、増設し、改良し、若しくは補修し、又はその災害復旧のために行う工事並びに建築物（付帯施設を含む。）を新築し、増設し、改築し、移転し、修理し、又は模様替えする工事及びその敷地造成に関する工事をいう。「委託業務」とは、測量法及び建設コンサルタント登録規程に基づく委託業務をいう。

(用語)

第3条 用語は、以下次のとおりとする。

七飯町財務会計規則 …… 以下「会計規則」という。

七飯町契約規則 …… 以下「契約規則」という。

七飯町建設工事執行要領 …… 以下「執行要領」という。

(建設工事の公告期間)

第4条 契約規則第4条第2項に規定する建設工事及び委託業務の公告期間は、次のとおりとする。

(1) 工事一件の予定価格が500万円未満 …… 1日以上

(2) 工事一件の予定価格が500万円～5,000万円未満 …… 10日以上

(3) 工事一件の予定価格が5,000万円以上 …… 15日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

※ 運用方針 ……上記の期間は、通知年月日の翌日から入札前日迄とする。

(最低制限価格の設定)

第5条 建設工事及び委託業務の競争入札において、通常最低の価格をもって入札した者を契約の相手としなければならないが、落札者となるべき者の入札価格が不合理なものであり、その者を契約の相手方とした場合契約不履行に陥ること等、結果的に町が損害を被る恐れがある場合、あらかじめ定めたある一定価格以下の入札を排除するために設定するものとする。

2 前項により最低制限価格を設定するときは、個々の契約の内容に応じて合理的に定めるものとする。

(入札保証金)

第6条 契約規則第8条に規定する入札保証金の取扱いについては、契約規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 契約規則第8条第1項第2号により入札保証金を免除する場合には、同会計年度内において建設業法第3条第2項の業種毎に七飯町が発注する建設工事について運用するものとする。

(2) 前号により入札保証金を免除する場合、主務課長は、標準第1号様式により事務処理するものとする。

※ 運用方針

1 指名競争入札執行において、契約規則第17条により準用となる第8条の入札保証金の納入については、当分の間納入を要しないものとする。

2 契約規則第8条第1項第1号関係

入札保証金は、定額(定率)てん補の特約のあるものとする。

3 契約規則第8条第1項第2号関係

①「過去2年間」とは、現在から既往にさかのぼって2年間を言うものであること。

②「公社及び公団」とは、特別法の規定により設立された公社、公団、事業団等をいうものであること。

③「地方公共団体」には、地方住宅供給公社を含むものとする。

④「種類」とは、土木工事、建築工事、船舶の建造及び修理、物件の製造(印刷に係わるものを除く。)物件の購入等の別をいうものであること。ただし、土木工事及び建築工事にあつては、その業者の経営状況を勘案し、双方を区分する必要があると認められる場合には、これを一つの種類として取り扱うことができるものとする。

⑤「規模」は、七飯町建設工事入札参加指名選考委員会が設定する工種、ランク別発注工事等基準を標準として判断するものとする。

⑥競争入札に参加する者が共同企業体である場合において、その構成員の一以上が本号（規模を除く。）に該当するときは、入札保証金の納付を免除することができるものとする。

4 契約規則第8条第1項第3号関係

① 1件の予定価格が250万円未満の設計、測量、調査、工事又は、製造の請負をさせるとき。

② 法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会と契約をするとき。

③ 慈善のため設立された救済施設と契約をするとき。

5 契約規則第8条第2項関係

契約規則第8条第2項第5号から第8号までの、町長の指定する金融機関は、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、農業漁業協同組合連合会、水産業協同組合及び水産業協同組合連合会とする。

（入札の無効）

第7条 契約規則第10条関係の運用を次のとおりとする。

- （1）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。
- （2）入札書の記載金額を加除訂正した入札。
- （3）一つの入札者又はその代理人が同一事項について、二つ以上の入札をしたときの入札。
- （4）代理人が二つ以上の者の代理をした入札。
- （5）入札者が同一事項について、他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- （6）無権代理人がした入札。
- （7）その他入札に関し、不正行為があった者のした入札。

（落札者の決定等）

第8条 契約規則第12条第1項関係の運用を次のとおりとする。

- （1）落札者となるべき同価の入札した者が2人以上ある場合で、くじを引かせる場合には、その方法及びくじを引く順序等について、あらかじめ当該入札者の了解を得るものとする。
- （2）前号によりくじを引かせる場合、くじを引かない者がいるときは、当該競争入札に関係のない職員をしてくじを引かせなければならない。

(入札経過の記録)

第9条 契約規則第14条に規定する入札経過記録は、七飯町建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱の別記1, 2により処理するものとする。

(契約書の作成)

第10条 契約規則第22条に規定する契約書作成のうち、工事請負契約書については、別紙標準工事請負契約書(1)、(2)、(3)を標準とし、必要に応じ加除訂正するものとする。

2 標準工事請負契約書(1)、(2)、(3)の運用は次のとおりとする。

(1)の適用

- a 予定価格が250万円以上の契約
- b 前払金及び部分払金をする契約

(2)の適用

(1)以外の契約

(3)の適用

議会の議決に付すべき契約で議決するまでの仮契約

(請書)

第11条 契約規則第23条第2項に規定する請書(工事)は、標準第2号様式による。

(契約保証金)

第12条 契約規則第24条に規定する契約保証金の取扱いについては、契約規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 契約規則第24条第1項第3号による契約保証金納付の免除規定は、建設工事及び委託業務の請負契約には、該当しないものである。ただし、工事契約の相手方が共同企業体である場合において、その構成員の全員が本号(規模を除く。)に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

※ 運用方針

1 契約規則第24条第1項第1号関係

履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約があるものとする。

2 契約規則第24条第1項第8号関係

「町長が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき」とは、執行要領第6条の運用方針第4項を準用し、かつ当該契約の相手方が契約を履行しないことと

なる恐れがないと認められる場合をいうものであること。

(前払金)

第13条 政令第163条又は、同令附則第7条、契約規則第37条の「前払金をする」の取扱いを次のとおりとする。

- (ア) 町長は、請負人が公共工事の前払金補償事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工期を保証期間とした同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、請負人から書面をもって前金払の請求があったときは、請負代金の10分の4に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。
- (イ) 請負人は、前号の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を町長に提出しなければならない。
- (ウ) 町長は、第1号の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。
- (エ) 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合において、請負人はその増額後の請負代金額の10分の4の相当する額から前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。この場合においては、前号の規定を準用するものとする。
- (オ) 工事内容の変更その他の理由により請負代金を減額した場合において、前払金額減額後の請負代金額の10分の4に相当する額を超えるときは、請負人はその減額の日から30日以内のその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当な額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて、著しく不適當であると認められるときは、町長と請負人が協議して返還額を定めるものとする。
- (カ) 町長は、請負人が前号の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日まで日数に応じたその未返還額につき年2.8%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請負人に請求する。
- (キ) 請負人は、支払いを受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払賃金、修繕費、仮設費、労働者災害保証保険料及び保証料の相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

※ 運用方針

前払金の対象工事等は、一件の予定価格が130万円以上とする。

(設計変更)

第14条 契約規則第26条第1項に規定する「町長は、必要があると認めるときは」とは、標準工事請負契約第17条（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）に規定しているもののほか、工事内容の拡大の設計変更ができるものとする。

※ 運用方針

1. 七飯町契約規則第26条第1項関係

町長は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責に帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2. 適用基準

工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約の3割以下、かつ3,000万円以下の増額とする。

(部分払)

第15条 契約規則第38条第2項の運用は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 一件の予定価格が2,000万円～5,000万円未満 | 1回 |
| (2) 一件の予定価格が5,000万円～15,000万円未満 | 2回 |
| (3) 一件の予定価格が15,000万円以上 | 3回以内 |

(設計額の端数整理)

第16条 設計額の端数整理については、補助事業等で整理区分されているもののほかは、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 一件の設計額が100万円未満 | 千円止 |
| (2) 一件の設計額が100万円～15,000万円未満 | 万円止 |
| (3) 一件の設計額が15,000万円以上 | 10万円止 |

(小額工事)

第17条 契約規則第40条に規定する50万円未満の建設工事及び委託業務（以下「小額工事」という。）の執行については、小額工事事務取扱方法に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

入札保証金の免除について

工 事 名

上記工事の発注に際し、下記指名業者より別紙のとおり過去 2 年間に履行した業者の実績証書（契約書及び完成証書）が提出され審査の結果、本件入札の履行が確保されるものと判断されることから、七飯町契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除してよいか伺います。

なお、本件審査済業者については、本年度に発注する同種工事に指名した場合、業者の経営内容に特別の変化のないときには、その限度内において本件同種の取扱をしたく、この件併せて伺います。

（担当課名： 部 課）

提 出 実 績 証 書 一 覧

工種：

No	指名業者名	年度	実績工事（業務）名	金額（円）	官庁名
1					
2					
3					

請 書

- 1 工事の名称
- 2 数 量
- 3 契約金額 金 円
(うち、消費税及び地方消費税の合計額 円)
- 4 工事期限 年 月 日から 年 月 日まで

上記に定める工事について、次の条項を遵守のうえ、お請けします。

第1条 工事を完了したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知するものとする。

2 前項の通知をした日から10日以内に検査を受け、検査に合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

第2条 工事の対価は、前条第2項の検査に合格した後、適法な請求書を受理された日から30日以内に支払いを受けるものとする。

第3条 工事期限までに工事を完成できないときは、その延期日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。

第4条 次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除されても差し支えないものとする。

(1) 工事期限又は工事期限後相当の期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約解除の申出をしたとき。

(3) 検査の結果、修繕物品が不合格と認められたとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

第5条 全各条のほか、七飯町財務会計規則及び七飯町契約規則の規定並びに工事監督員の指示に従い履行します。

年 月 日

請負人 住 所
氏 名

七飯町長

様